

平成22年3月から労働者派遣事業報告書においては様式と報告期限が変わりました。また、許可・更新においては社会保険加入状況について大きな変更がありました。

1. 事業報告書の変更点

① 様式

変更内容

⇒ 従来からの報告内容のうち、「6月1日現在」の状況は、新たな様式（第11号-2様式）でご報告となりました。よって報告様式が1種類から2種類になります。

決算月が平成22年4月の派遣元事業主の方から適用されます。

② 報告期限（今後は3つの書類をそれぞれの時期に応じて提出が必要となりました）

従来の事業年度経過後「3月以内」が次のとおりとなります。

★ 労働者派遣事業報告書

年度報告（第11号様式） ⇒ 事業年度経過後1月以内

★ 6月1日現在の状況報告（第11号-2様式） ⇒ 6月30日まで

★ 収支決算書 ⇒ 事業年度経過後3月以内（従来とおり）。需給調整事業部のHPに収支計算書提出の際の表紙がダウンロードできるので、それをつけて提出します。

決算月が平成22年3月の派遣元事業主の方から適用されます。ただし、決算月が平成22年2月の派遣元事業主の方は同年4月末が報告期限となります。

【見解】

事業報告書については新様式が追加となり、提出が3つの時期にわたり煩雑となりましたが、記載内容については大きな変更なく、これまで通り実態をそのまま書けば、それで許可が取り消されるようなことはございませんので、これまで通りの作成で問題ないものと思います。

2. 社会保険加入状況の確認

① 事業計画書の様式改正について

従来

- 雇用保険、健康保険、厚生年金保険の加入の有無
- 労働保険番号

今後

以下の3項目が追加されます。

- 派遣労働者数
- 健康保険、厚生年金保険、雇用保険の未加入数
- 未加入者の氏名及び未加入の理由

※ 未加入者がいる場合、必要に応じてハローワーク又は、日本年金機構年金事務所による事業所調査が行われます。

② 申請期限の改正について

従来

- 許可の有効期間が満了する日の30日前

今後

- **更新満了日の3カ月前までに提出が必要となりました**

※ ハローワーク又は日本年金機構年金事務所による事業所調査がおこなわれる為、許可更新申請書の提出が早くなりました。

※ 新規許可及び届出については、変更ありません。平成22年6月1日以降の許可、許可更新、届出について適用されます。

【社会保険・労働保険の未加入についての見解】

- ・ 社会保険と雇用保険には最低限加入をし、事業所番号を取得しておく必要があります。
- ・ 未加入の氏名及び理由欄については、加入要件に満たない（雇用なら週20時間未満、社保なら一般の4分の3未満の時間で働く人）等の理由ならOKです。しかし、それ以外の理由で未加入の場合には更新ができなくなる場合があります。
- ・ 更新までの3カ月の審査期間の間で、ハローワークや年金事務所に調査がおこなわれるので、虚偽の記載の場合はそこで判明する可能性が高いです。
- ・ 社会保険加入状況は、あくまでも申請する時点についての状況を記入するものなので、申請時点においては対象者全員が加入していることが重要な要件になります。

3. 上記以外の注意事項

派遣元責任者講習が更新の前3年以内で受講していないといけませんので、期限が近付いている場合は、早めに受講しておく必要があります。

なお今回の改正において、**職業紹介事業**においては特に要件や申請時期、提出書類が増えた等の変更は一切ありません。

以上